

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

消費税期限内納付 推進運動 実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限（※1）
があります。

申告・納税には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税（※2）に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額（※2）	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回）（※3）

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書（年1回）を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。



国税庁 e-Taxキャラクター
イータ君

厚木法人会は e-Tax・eLTAX を推進しています



公益社団法人 厚木法人会

【厚木税務署管内 厚木市・愛川町・清川村】



地方税 eLTAXキャラクター
エルレンジャー